

# おでかけワゴンに対する 国庫補助申請について



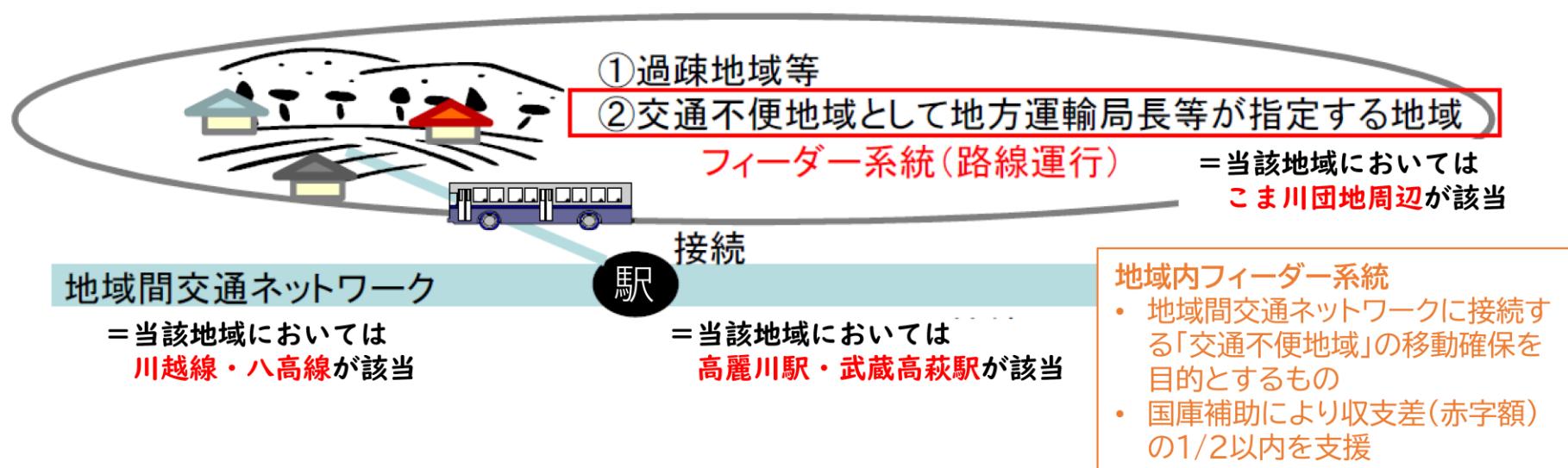
# I. 本格運行への移行（振り返り）

- 令和8年6月の本格運行移行に向けて、協議会等の議論を踏まえながら検討を進める。
- 現行の実施体制・運行計画を基本としつつ、モニタリング調査等の実証実験から得られた課題等に基づき、必要な改善を運行内容に反映する。

審議事項	維持・確保方針（現行）
維持確保の方向性	交通不便地域を通り、地域間交通ネットワークと接続する地域内フィーダー系統として日高市において維持確保を図る
運行主体	日高市
運行事業者	市内タクシー車両（高麗川交通、日高ハイヤー）
道路運送法上の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"><li>令和7年6月～令和8年5月まで：道路運送法第21条運行（実証運行）</li><li>令和8年6月から：道路運送法第4条運行（本格運行移行）</li></ul>
運行方法	路線定期運行
運行日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日
運行時間	6時台～20時台（平日・土曜共通）
運用車両	ワゴン車両（乗車定員10人乗り）※予備車両は普通タクシー車両を使用
乗車運賃	<p>1乗車につき一律運賃を採用（乗車距離は関係なし）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>大人 200円</li><li>小人（小学生以下）100円</li></ul> <p>[運賃割引]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>未就学児 無料</li><li>障がい者 大人・小人の半額</li><li>介護人 大人・小人の半額</li><li>学生証提示者 大人運賃の半額</li></ul>

## 2. 国庫補助の活用（振り返り）

- 本格運行移行に当たり、国庫補助（地域公共交通確保維持改善事業：地域内フィーダー系統補助）の活用を視野に入れつつ、市の公的負担を投入し、公共サービスとして維持・確保を図る。
- 国庫補助を活用するため、地域公共交通計画内で活用する旨の記載が必要となる。



地域間交通ネットワーク…複数の市町村をまたがる黒字の幹線バスや鉄軌道のこと

交通不便地域…半径1キロメートル以内にバスの停留所、鉄軌道駅等が存しない地域のこと

※申請段階で廃止が決定している停留所等や、運行本数が著しく少ない停留所等はカウントされない

※距離以外の地理的要因（河川による分断や急こう配など）についても個別に考慮される

▲日高市において導入を想定している地域内フィーダー系統のイメージ

(出典) 国土交通省資料を基に加筆

### 3. 地域内フィーダー系統補助の補助要件について

	補助要件	おでかけワゴンの実態	
1	地域公共交通計画に運行系統の位置付け・役割、確保維持改善事業の必要性、運行系統に係る事業及び事業の実施主体の概要、定量的な目標・効果及び評価手法の記載があること	確	今年度記載する予定
2	一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者又は一般乗用旅客自動車運送事業者による運行	確	一般乗合旅客自動車運送事業者による運行を予定
3	補助対象地域間幹線バス系統と接続※1すること／過疎地域等の交通不便地域を通り、地域間交通ネットワーク※2と接続すること（通称：接続性）	これから申請	今後指定を受ける予定の交通不便地域を通り、地域間交通ネットワークである鉄道駅と接続する
4	新たに運行を開始又は公的支援を受けるものであること（通称：新規性）※3	確	自治体独自の実証運行を経て本格運行に移行する場合、新たに運行を開始するものとして取り扱うため、新たに運行を開始するものと見なせる
5	補助対象期間の末日（9月30日）において引き続き運行されるものであること	確	継続して運行する予定
6	1回当たりの乗車人員が2人以上であること（定時定路線型の場合に限る。）	今後の動向注視	これまでの実績を踏まえると基準を満たす（※高麗川駅系統6.7人/回、武藏高萩駅系統4.1人/回）
7	計画運行回数に対する実績の運行回数の運行割合が30%以上ある系統	確	基準を満たしている（ほぼ100%）

※1「接続」とは同じ停留所を共有する他、近接、乗り継ぎ等を考慮されたダイヤ設定や乗り継ぎ割引の設定など、乗り継ぎ円滑化のためのいざれかの措置がとられているもの

※2「地域間交通ネットワーク」とは、地域間幹線バス系統（複数市町村にまたがり平日1日当たりの運行回数が3回以上のもの）、鉄道、航路、航空路

※3利便増進計画・運送継続計画に位置付けられた運行系統については新規性要件が緩和される（補助対象期間は各計画の認定期間に限る）

# 4. 補助上限額について（試算）

国総地第137号の1  
令和6年10月17日

各地方運輸局交通政策部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

総合政策局地域交通課長

## 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額について

令和6年度における地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表8に定める「補助対象系統が存する市区町村毎の国庫補助上限額」については、下記により算定することとしたので、関係者への周知方よろしくお取り計らい願います。

記

### ①通常の補助を受ける場合の算定式

$$\text{対象人口} \times 90\text{円} + 100\text{万円} \text{（定額）}$$

### ②地域公共交通計画を策定した場合の算定式

$$\text{対象人口} \times 120\text{円} + 230\text{万円} \text{（定額）}$$

### ③地域公共交通利便増進実施計画（以下「利便増進計画」という。）の認定を受けた場合の算定式

$$\text{対象人口} \times 240\text{円} + 400\text{万円} \text{（定額）}$$

### ④地域旅客運送サービス継続実施計画（以下「継続実施計画」という。）の認定を受けた場合の算定式

$$\text{対象人口} \times 240\text{円} + 400\text{万円} \text{（定額）}$$

### ⑤地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表8ただし書きに係る場合（別表25の地域公共交通協働トライアル推進事業の要件を満たす地域公共交通の対象区域内の市町村であって、都道府県及び当該市町村を構成員に含む活性化法法定協議会に対し交付する場合）

①～④の算定式を基に算出した市町村ごとの上限額の合算

日高市はこちらに該当  
対象人口は「運輸局長指定交通不便地域の人口」が該当する

## 国庫補助上限額

$$\begin{aligned} &= 15,834 \text{人} \times 120\text{円} + 230\text{万円} \\ &= 420\text{万円} \end{aligned}$$